HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	沈約『宋書』の史論（三）
Author(s)	川合, 安
Citation	北海道大學文學部紀要, 43(1), 1-40
Issue Date	1994-10-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33636
Type	departmental bulletin paper
File Information	43(1)_PR1-40.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

沈約『宋書』の史論（三）

川合安

はじめに

本稿は、拙稿「沈約『宋書』の史論（一）」（弘前大学人文学部『文経論叢』第二七巻第三号、一九九二）・「同（二）」（同誌第二八巻第三号、一九九三）の続稿であり、沈約（四四一―五一三）によって編纂された南朝・宋（四二〇―四七九）の歴史書、『宋書』の史論の訳注である。本稿でとりあげるのは、巻六〇以降、巻八〇までである。

なお、沈約『宋書』の史論については、韓国の李潤和氏が、一九九二年九月、西安の陝西師範大学において開催された中国魏晋南北朝史学会第四届年会において、「従《宋書》史論看沈約対現実的認識」と題する報告をされ、その要旨が『文史哲』一九九三年第三期に掲載されたことを、付言しておく。

二六、巻六〇范泰・王准之・王韶之・荀伯子伝「史臣曰」の条

夫令問令望、詩人所以作詠、有禮有法、前謨以之垂美。荀・范・二王、雖以學義自顯、而在朝之譽不弘、蓋由才有餘而智未足也。惜矣哉。

いったいに、よい評判と立派な威儀とは、詩人がうたによんでいるものであり、(1)前代の模範的な人々は礼と法とによって立派な業績を残したのである。荀伯子・范泰・王准之・王韶之は、学問によって出世したとはいえ、朝廷における評判は広がらなかった。おそらく才能は余りあっても〝智〟(2)が足りなかったからであろう。惜しいことだ。

荀伯子は、「少くして学を好み、経伝を博覧するも、通率にして好んで雑戯を為し、閭里に遊遊し、故に此れを以て清塗を失えり。」とあり、さらに、後年、御史中丞となった時のこととして、「職に莅むこと懲悋、匪躬の称有り。朝に立ちて色を正せば、外内之れを憚る。凡そ奏劾する所、深く相い謗毀せざる莫く、或いは祖禰に延及し、其の切直を示し、又た頗る嘲戯を雑え、故に世人此れを以て之れを非る。」とあって、学問はあったが「雑戯」・「嘲戯」のゆえに、朝廷での評判はよくなかった。范泰についても、「泰、篇籍を博覧し、後生を愛奨し、孜々として倦むなし。」といわれるが、一方、「然れども治を為すに拙く、故に政事の官に在るを得ず。」とあり、朝廷でその才を十分に発揮できなかった。王准之も、「旧儀を究識し、問えば対えざる無し。」といい、彭城王義康にも高く評価されたが、「然れども風素に寡乏しく、時流の重んずる所とならず。」といわれ、その博識にもかかわらず、洗練された教養・人格に欠ける所があって、朝廷での評判はよくなかった。(3)王韶之も、「史籍を好み、博渉多聞。」といわれるが、晋史を編纂した

ときに、当時の「貴顕」である王弘、王華の父について、それぞれ高利貸しを営んだことや反乱をおこしたことを直書して、関係を悪化させたことがみえており、その行動には、やはり貴族的な洗練からの逸脱を看取できよう。以上の四人は、共通して、高官たちと円満につきあっていくための洗練された処世術（〝智〟）に欠けるところがあって、その学問的才能を朝廷における評価へと結びつけることができなかった、と沈約は指摘しているのである。

注

（1）『詩経』大雅、生民之什、巻阿。
令聞令望、豈弟君子、四方爲綱。

（2）この〝智〟について、越智重明「沈約と宋書」（『魏晋南朝の人と社会』一九八五）は、「大局を見て節度を保ちつつ才能を振うということであろう。」（二五一頁）という。

（3）安田二郎「元嘉時代史への一つの試み」（『名古屋大学東洋史研究報告』二、一九七三）七七頁を参照。

二七、巻六一武三王伝「史臣曰」の条

戒懼乎其所不覩、恐畏乎其所不聞、在於愼所忽也。江夏王、高祖寵子、位居上相、大明之世、親典冠朝。屈體降情、槃辟於軒檻之上、明其爲卑約亦已至矣。得使虐朝暴主、顧無猜色、歴載踰十、以尊戚自保。及在永光、幼主南面、公旦之重、屬有所歸。自謂踐冰之慮已除、泰山之安可恃、曾未云幾、而磔體分肌。古人以隱微致戒、斯爲篤矣。

見たり聞いたりしないうちに警戒するというのは、ふだん気にもとめないところを慎むということである。江夏王

義恭は、劉裕の寵子であり、宰相の地位にあって、孝武帝の大明年間、皇族としても官僚としても朝廷の首位にあった。へりくだった態度をとって、朝廷でうまくたちまわり、卑屈さを十分にあらわしていた。暴君孝武帝にもうたがいをいだかせることなく、十年以上も皇族として自分の地位を保つことができた。永光年間、前廃帝が即位すると、その補佐の大任は、義恭に帰することとなった。義恭は、身の危険は去り、自分の地位は安泰と思ったが、まもなく礫の刑に処せられてしまった。[1] 古人は、かくれたかすかなことに警戒を促したが、[2] まことに至言である。

劉裕（武帝）の第五子、江夏王義恭に関する評論。義恭は、暴君孝武帝政権下での保身には成功したが、かえって孝武帝の死後、誰もが緊張がゆるんだ時に、真の危機がおとずれ、処刑されることになってしまった。義恭の皮肉な運命を取り上げ、そこに、暴君孝武帝に対して迎合的な態度をとりつづけた義恭に対する非難をこめたものといえよう。

注

（1）江夏王義恭伝に、

及永光中、雖任宰輔、而承事近臣戴法興等、常若不及。前廃帝狂悖無道、義恭・元景等謀欲廃立。永光元年八月、廃帝率羽林兵於第害之、并其四子、時年五十三。断析義恭支體、分裂腸胃、挑取眼精、以蜜漬之、以為鬼目粽。

とあり、孝武帝死後、義恭等の緊張がゆるんだということについては、巻七七柳元景伝に次のようにみえる。

世祖厳暴異常、元景雖荷寵遇、恒慮及禍。太宰江夏王義恭及諸大臣、莫不重足屏気、未嘗敢私往来。世祖崩、義恭・元景等並相謂曰、「今日始免横死。」義恭與義陽等諸王、元景與顔師伯等、常相馳逐、声楽酣酒、以夜継昼。

（2）『中庸』に、

是故君子戒愼乎其所不睹、恐懼乎其所不聞。莫見乎隠、莫

顕乎微、故君子慎其獨也。

とある。

二八、巻六二羊欣・張敷・王微伝「史臣曰」の条

燕太子吐一言、田先生呑舌而死、安邑令戒屠者、関仲叔去而之沛。良由内懐耿介、峻節不可輕干。袁淑笑謔之間、而王微弔詞連牘、斯蓋好名之士、欲以身爲珪璋、皦皦然使塵玷之累、不能加也。

燕の太子丹の一言で、田光は舌を嚙み切って死に、[1] 安邑令が屠殺業者にレバーを売ってやるように命令すると、関仲叔は安邑を去って、沛に行った。[2] それはまことに彼らが内に志をいだき、そのきびしい節操は他人が軽々しくおかすことができないものであるからなのだ。袁淑が王微の文章をからかっている間に、王微は弟の僧謙のための弔辞を何枚も書いた。王微は名誉を好む人士であって、高く自らを評価し、人から侮辱されることなどないようにしたかったのだ。

王微の生き方に対する評論。始興王濬の府吏を歴任して始興王友となっていた王微が、父の喪に服すため官を去り、その後、疾と称して度重なる任官の要請を固辞し続けていたところ、吏部尚書の江湛が王微を吏部郎に推挙した。この間、旧府主である始興王濬からしばしば見舞いの書簡が寄せられ、王微は修辞を駆使した返書をしたためていたが、その抑揚に富む文章につき、袁淑は、「訴屈」すなわち求職の文章だ（その結果、清要官である吏部郎を手に入れた）とからかった。この袁淑のからかいに反発した王微は、その忿懣を従弟の王僧綽にあてた長い手紙の中で訴えている。

弟の僧謙のための弔辞は、病気にかかった弟のために自ら薬を処方して、(3)死なせてしまったことを後悔して書かれたものであって、この評論のテーマとは無関係である。「弔詞」は、錯誤であろう。

注

(1)『燕丹子』巻中（中華書局、一九八五、古小説叢刊・点校本による）に、

田光謂荊軻曰、「蓋聞士不為人所疑。太子送光之時、言、此蓋國事、願勿洩。此疑光也。見疑而生於世、光所羞也。」向軻吞舌而死。

とある。

(2)『後漢書』列伝四三序に、

太原閔仲叔者、世称節士、…客居安邑。老病家貧、不能得肉、日買猪肝一片、屠者或不肯與、安邑令聞、勅吏常給焉。仲叔怪而問之、知、乃歎曰、「閔仲叔豈以口腹累安邑邪。」遂去、客沛。

とある。

(3) 王微伝に、「兼解音律・医方・陰陽術数。」とあり、王微には医術の心得があった。なお、王微の「弔詞」（「告霊文」）については、吉川忠夫「中国六朝時代における宗教の問題」（『思想』八三八、一九九四）に、六朝時代の人びとの罪の意識を考えるうえで看過すべからざる内容の文章として、詳細な考察が加えられている（一〇六―一一〇頁）。

二九、巻六三王華・王曇首・殷景仁・沈演之伝「史臣曰」の条

元嘉初、誅滅宰相、蓋王華・孔甯子之力也。彼羣公義雖往結、恩實今疎、而任卽曩權、意非昔主、居上六之窮爻、當來寵之要轍、顚覆所基、非待他釁、況於廢殺之重、其隙易乘乎。夫殺人而取其璧、不知在己興累、傾物而移其寵、不忌自我難持。若二子永年、亦未知來禍所止也。有能戒彼而悟此、則所望於來哲。

元嘉三年に、徐羨之・傅亮ら宰相を誅滅したのは、王華・孔甯子の力であろう。徐羨之・傅亮らは、文帝と君臣の関係を結んだとはいえ、実質的な恩義はうすれてしまっていた。しかも任務は以前のとおり実権をともなっており、忠義のこころは昔からの主君に対するものではなく、皇帝をおびやかす地位におり、あらたに皇帝の寵愛をえた者にねらわれる重要な地位にあって、ほかの罪がなくとも失脚する運命にあった。まして少帝の帝位をうばって殺害するという重罪をおかして他人に乗ぜられやすいすきがあるのだから、なおさらのことである。いったい人を殺してその宝を奪う者は、あとで自分の災いのたねとなることを知らないし、人を失脚させて君主の寵愛を奪う者は、自分がその寵愛を保持しがたいことを心配しないものだ。もし、王華・孔甯子の二人が長生きをしていたなら、災難はもっと続いていたかもしれない。他人の運命を戒めとし、わが身の上を悟ることこそ、これからの賢者に望む所である。

宋の武帝（劉裕）の重臣であった徐羨之・傅亮らは、後継の少帝（武帝の長子）と廬陵王義真（武帝第二子）とを相次いで殺害し、第三子劉義隆（武帝第三子）をむかえて帝位につけ、宰相の地位を保持した。この徐羨之・傅亮らともっとも鋭く対立したのが、劉義隆の旧来の臣下である王華・孔甯子であった。孔甯子は、元嘉二年に病死するが、翌年、徐羨之らは誅せられ、王華らが実権を得る。しかし、この王華も元嘉四年に死去する。沈約によれば、王華・孔甯子がたまたま死去したという理由によって、権力闘争の再燃は回避されたのである。不断に繰り返される権力闘争を断ち切る洞察こそ、沈約が後生に託した願いであった。

注

（1）巻五文帝紀元嘉三年正月丙寅の条。また、拙稿「沈約『宋

書』の史論（一）」（前掲）二六三―二六五頁を参照。

（2）『易』坤に、

上六、龍戦于野、其血玄黄。

象曰、龍戦于野、其道窮也。

とあるのに基づく。

三〇、巻六四鄭鮮之・裴松之・何承天伝「史臣曰」の条

治邊之術、前世言之詳矣。夫戎夷狡黠、飄迅難虞、必宜完其障塞、謹其烽柝、使來逕可防、去塗易梗、然後乃能禁暴止姦、養威攘寇。漢世案秦舊迹、嚴塞以限外夷、呉・魏交戰、亦以江・淮爲疆埸、莫不先憑地險、却保民和、且守且耕、伺隙乘釁。高祖受命、王略未遠、雖綿河作守、而兵孤援闕、盛衰既兆、用啓戎心。蓋由王業始基、經創多闕、先内後外、以至於此乎。自茲以降、分青置境、無圍守之宜、闕耕戰之略、恃寇不來、遂無其備。周・漢二策、在宋頓亡、遂致胡馬横行、曾無藩落之固、使士民跼蒼天、蹐厚地、繫虜俘囚、而無所控告、哀哉。承天安邊論、博而篤矣、載之云爾。

辺境統治の方策について、前代に詳しい議論がある。いったいに蛮族は狡猾ですばやくて、対処が困難であるから、長城を完備し、のろしやひょうしぎをととのえ、攻めてくる道を防ぐことができるようにし、退路もふさぎやすくして、はじめて彼らの暴行を禁圧し、威力を養い侵略をしりぞけることができるのだ。漢代は秦のやり方にしたがい、長城を厳重にして蛮族を防ぎ、呉と魏とが交戦したときには、長江と淮河との間を境界領域とし、敵に先んじて要害に拠り、後方では民の和を保ち、守備しつつ耕作し（屯田を行い）、敵のすきをうかがわないことはなかった。劉裕が

受命したとき、劉宋政権の内政・外交の戦略は遠方にまで及ばず、黄河を守りとはしていたが、兵は孤立無援、すでに衰亡の端緒をみせており、蛮族の南下の意欲をよびおこしてしまった。王朝も創業したばかりで、政治の方針もほとんど固まっておらず、内治を優先し、対外政策を後回しに結果、こうなったのであろう。これより以降、辺境の青州を分割して冀州を設置したが、[1] 防衛策も屯田策も実施せず、敵が攻めてこないのをよいことに、とうとう防備は設けられなかった。周の中策も、漢の下策も、[2] 宋ではとうに放棄されていて、遂に北魏軍の侵攻を招き、まったくの無防備で、人々に肩身の狭い思いをさせ、虜囚のはずかしめをうけても、その不当を訴える場所すらないという状況にさせたのは、かなしいことである。何承天の安辺論は、多様な観点から懇切に論ぜられているので、これを本伝に掲載しておいた。

劉宋の辺境防衛政策がまったくの無策に終始したことを論じ、何承天の辺境防衛策「安辺論」を高く評価する。[3] 何承天伝では、「安辺論」を文帝にたてまつったことを元嘉十九年と二十一年の間に記している。[4] しかし、「安辺論」に付された上表には、「去歳、三王出鎮し、遠図を振わさんことを思う。」とあり、この「三王出鎮」とは、元嘉二十二年、武陵王駿・南平王鑠・衡陽王義季の三王が、それぞれ北辺の重鎮である雍州（襄陽）・予州（寿陽）・徐州（彭城）の刺史に任命されたことを指す。[5] また、同じ上表の冒頭に「伏して見るに北藩事を上り、虜、青・兗を犯せりという。」とあるが、これも巻九五索虜伝に、元嘉二十三年、「虜、太原を破略し、四千余口・牛六千余頭を得。尋いで又た兗・青・冀三州を寇し、遂に清東に及び、殺略甚だ衆し。」とあるのを指す。[6] 故に、「安辺論」提出の時期は、『資治通鑑』に従い元嘉二十三年に置くのが適当であろう（巻一二四、同年の条）。

注

（1）巻五文帝紀元嘉九年六月甲戌の条に、

以左軍諮議参軍申宣為青州刺史。分青州置冀州。

とあり、同月己卯の条に、

以司徒参軍崔諒為冀州刺史。

とある。

（2）『漢書』巻九四下匈奴伝下に、

（王）莽将厳尤諫曰、「臣聞匈奴為害、所従来久矣。未聞上世有必征之者也。後世三家周・秦・漢征之、然皆未有得上策者也。周得中策、漢得下策、秦無策焉。当周宣王時、獫允内侵、至于涇陽、命将征之、尽境而還。其視戎狄之侵、譬猶蚊虻之螫、駆之而已。故天下称明、是為中策。漢武帝選将練兵、約齎軽糧、深入遠戎、雖有克獲之功、胡輒報之、兵連禍結三十余年、中国罷耗、匈奴亦創艾、而天下称武、是為下策。

とある。

（3）拙稿「沈約『宋書』の華夷意識」（平成四・五年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書『中国における歴史認識と歴史意識の展開についての総合的研究』一九九四）を参照。

（4）『南史』巻三三何承天伝では、元嘉二十一年の記事が省略されており、元嘉十九年と二十四年の間に記されている。

（5）巻五文帝紀元嘉二十二年の条に、

（正月）壬辰、撫軍将軍・南予州刺史武陵王駿改為雍州刺史。…夏六月辛亥、以南予州刺史南平王鑠為予州刺史。…（七月）乙酉、征北大将軍・南兗州刺史衡陽王義季改為徐州刺史。

とあり、武陵王駿（のちの孝武帝）については、巻六孝武帝紀に、

明年（二十二年）、徙都督雍梁南北秦四州荊州之襄陽竟陵南陽順陽新野随六郡諸軍事・寧蛮校尉・雍州刺史、持節・将軍如故。自晋氏江左以来、襄陽未有皇子重鎮、時太祖欲経略関河、故有此授。

とあって、この人事が文帝の中原回復の意欲と密接に関わることを示している。南平王鑠については、巻七二文九王・南平王鑠伝に、

二十二年、遷使持節・都督南予予司雍秦并六州諸軍事・南予州刺史。時太祖方事外略、乃罷南予併寿陽、即以鑠為予州刺史、尋領安蛮校尉、給鼓吹一部。

とあり、やはり文帝の中原回復策に関わり、予州・南予州の併合による州鎮の基盤強化も伴ったことが知られる。衡陽王義季については、巻六一武三王・衡陽王義季伝に、

二十二年、…遷徐州刺史、持節・常侍・都督如故。明年、索虜侵逼、北境擾動。

とあり、この人事の翌年に北魏の南侵のあったことが知られる。

（6）巻五文帝紀元嘉二十三年三月の条には、

索虜寇兗・予、青・冀刺史申恬破之。

とある。

三一、巻六五吉翰・劉道産・杜驥・申恬伝「史臣曰」の条

漢之良吏、居官者或長子孫、孫曹之世、善職者亦二三十載、皆敷政以盡民和、興讓以存簡久。及晩代風烈漸衰、非才有起伏、蓋所遭之時異也。劉道産之在漢南、歴年踰十、惠化流於樊沔、頗有前世遺風、故能樹績垂名、斯爲美矣。

漢代の優良な官吏（おもに郡県の長官）には、子や孫までも成長させるほど長く在任する者もあり、(1) 三国時代も職務をりっぱに遂行する者は二〇―三〇年も在任して、(2) 善政をしき民の和をつくし、譲り合いの気風を興して簡単で長続きする政治を心掛けた。後世になるとこのよき気風はしだいに衰えたが、それは地方長官就任者の才能が低下してきたということではなく、時代状況が変わったということなのであろう。劉道産が雍州刺史に在任したのは十年以上、恩恵と教化とは襄陽一帯にゆきわたり、(3) よほど前代の遺風があった。それゆえ功績を立て名を残すことができたのであって、これはりっぱなことだ。

漢や三国の頃には、地方長官が長く在任して政績をあげていたが、南朝になるとそのような地方長官が少なくなった。その原因は、地方長官就任者の資質の低下にではなく、時代状況の変化にこそ求められるべきだ、と主張する。この時代状況の変化とは、具体的には、孝武帝政権が実施した地方長官の任期短縮をはじめとする一連の中央集権策

によってもたらされた変化を指しており、それは、巻九二良吏伝序文と「史臣曰」の条で論ぜられる。(4)

注

(1)『漢書』巻八六王嘉伝に、

孝文時、吏居官者或長子孫、以官為氏、倉氏・庫氏則倉庫吏之後也。其二千石長吏亦安官楽職、然後上下相望、莫有苟且之意。

とある。この記事について、重近啓樹「前漢の国家と地方政治――宣帝期を中心として――」（『駿台史学』四四、一九七八）は、「漢初以降、二千石などの長吏の久任化と属吏層の世襲化の傾向が一般化したことが窺われる。」という（八二頁）。

(2) 三国時代の地方長官の長期在任の例は、厳耕望『魏晋南北朝地方行政制度』（一九六三）三七九―三八二頁を参照。

(3) 劉道産伝ならびに巻五文帝紀によれば、劉道産が雍州刺史に在任したのは、元嘉八年から、十九年に道産が死去するまでである。劉道産の在任中の事績について、本伝には、次のように記す。

善於臨民、在雍部政績尤著、蛮夷前後叛戻不受化者、並皆順服、悉出縁沔為居。百姓楽業、民戸豊贍、由此有襄陽楽歌、自道産始也。

(4) 拙稿「沈約の地方政治改革論」（『中国中世史研究続編』一九九四刊行予定）を参照。

三二、巻六六王敬弘・何尚之伝「史臣曰」の条

江左以來、樹根本於揚越、任推轂於荊楚。揚土自廬・灊以北、臨海而極大江、荊部則包括湘・沅、跨巫山而掩鄧塞。民戸境域、過半於天下。晉世幼主在位、政歸輔臣、荊揚司牧、事同二陝。宋室受命、權不能移、二州之重、咸歸密戚。是以義宣藉西楚強富、因十載之基、嫌隙既樹、遂規問鼎。而建鄄分揚、矯枉過直、藩城既剖、盜實人單、闔外之寄、於斯而盡。若長君南面、威刑自出、至親在外、事不患強。若運經盛衰、時艱主弱、雖近臣懷禍、止有外憚、呂宗不競、實由齊・楚、興喪之源、於斯尤著。尚之言幷合、可謂識治也矣。

東晋以来、行政の中心（首都）を揚州に樹立し、軍事を荊州に委ねてきた。揚州は廬山・彭蠡湖より北、海に臨んで長江を境界とする。荊州は湘水・沅水流域を包括し、巫山をこえて鄧塞[1]までをおおう。この揚・荊二州で、民戸・境域とも、天下（南朝）の過半を占める。東晋代、幼帝が位にあって、政権は輔政の臣に帰し、揚・荊二州の長官は、西周の時、周公と召公とが陝の東西で天下を二分して治めた[2]のに匹敵する権力をにぎった。劉宋になってからも、この二州の長官の権力はゆるぎなく、その地位には必ず皇族が就任した[3]。そこで、南郡王義宣は、荊州の軍事力・経済力をたのみ、十年間培った基盤により[4]、孝武帝政権との間に溝ができると、ついに皇位奪取を計画した。しかしながら、(この反乱に懲りて孝武帝政権が実施した)荊州を分割して郢州を建て、揚州を分割する措置は[5]、ゆきすぎであり、州が分割されるや、盗賊がはびこり人民は疲弊して、藩屏としての役割を果たせなくなってしまった。成年に達した皇帝の場合、その政治権力を自ら発動できるので、皇族が州鎮長官になっていても、皇族の強大化の懸念はない。王朝が衰退し、政情不安で皇帝も幼いという場合なら、近臣が専権を企てても、有力な皇族州鎮長官を憚り、その目論みを中止することとなる。前漢の呂后一族が滅んだのは、斉・楚の皇族諸王の力によるのであって[6]、王朝興亡の根本原因は、この点においてもっとも明瞭にあらわれている。何尚之が併合による揚・荊二州の復活を主張した[7]のは、「治を識る[8]」というべきである。

孝武帝政権の揚・荊二州分割政策に対する何尚之の批判を評価する内容。この分割政策の主眼は、皇族州鎮長官の権力削弱にあった[9]が、南朝において政治・軍事の二大支柱をなした揚・荊二州それ自体の基盤をも弱体化させるというマイナス面も回避しえない。そもそも皇帝が成年に達し親政さえしておれば、皇族州鎮長官の強大化はそれほど警

戒するには及ばないし、その逆に皇帝が幼少の場合には、近臣の専権、さらには帝位が他姓の手に渡るのを阻止するためにも、むしろ皇族の有力州鎮長官が存在した方がよいのであって、揚・荊二州の分割には何らの積極面も認められないというのである。(10)

注

(1)『水経注』巻三一淯水注に、

濁水又東逕鄧塞北、即鄧城東南小山也。先後名之為鄧塞、昔孫文臺破黄祖於其下。

とある。

(2)『春秋公羊伝』隠公五年に、

自陝而東者、周公主之、自陝而西者、召公主之。

とある。

(3) 荊州については、巻六八武二王・南郡王義宣伝に、

初、高祖以荊州上流形勝、地広兵強、遺詔諸子次第居之。

とある。

(4) 巻六八武二王・南郡王義宣伝に、次のようにある。

義宣在鎮十年、兵強財富、既首創大義、威名著天下、凡所求欲、無不必従。朝廷所下制度、意所不同者、一不遵承。

なお、義宣が荊州刺史に就任したのは、元嘉二一年（四四四）であり、孝建元年（四五四）に反乱を起こして敗北し、処刑された。

(5) 巻六孝武帝紀孝建元年六月癸未の条に、

分揚州立東揚州。分荊・湘・江・予州立郢州。

とある。

(6)『史記』巻九呂太后本紀の呂后死後の混乱を記述した中に、

呂禄・呂産欲発乱関中、内憚絳侯・朱虚等、外畏斉・楚兵、又恐灌嬰畔之、欲待灌嬰兵與斉合而発、猶予未決。

とある。

(7) 何尚之伝に次のようにみえる。

荊・揚二州、戸口半天下、江左以来、揚州根本、委荊以閫外、至是並分、欲以削臣下之権、而荊・揚並因此虚耗。尚之建言復合二州、上不許。

(8)「識治」の語は、『三国志』巻三五諸葛亮伝の評にみえる。

可謂識治之良才、管・蕭之亜匹矣。

(9) 越智重明「宋の孝武帝とその時代」（『魏晋南朝の人と社会』前掲）を参照。

(10) 拙稿「沈約の地方政治改革論」（前掲）を参照。

三三、巻六七謝靈運伝「史臣曰」の条(1)

民稟天地之靈、含五常之德、剛柔迭用、喜慍分情。夫志動於中、則歌詠外發。六義所因、四始攸繫、升降謳謠、紛披風什。雖虞夏以前、遺文不覩、稟氣懷靈、理無或異。然則歌咏所興、宜自生民始也。周室既衰、風流彌著、屈平・宋玉、導清源於前、賈誼・相如、振芳塵於後、英辭潤金石、高義薄雲天。自茲以降、情志愈廣。王褒・劉向・揚・班・崔・蔡之徒、異軌同奔、遞相師祖。雖清辭麗曲、時發乎篇、而蕪音累氣、固亦多矣。若夫平子艷發、文以情變、絶唱高蹤、久無嗣響。至于建安、曹氏基命、二祖陳王、咸蓄盛藻、甫乃以情緯文、以文被質。自漢至魏、四百餘年、辭人才子、文體三變。相如巧爲形似之言、班固長於情理之説、子建・仲宣以氣質爲體、並標能擅美、獨映當時。是以一世之士、各相慕習、原其飈流所始、莫不同祖風騷。徒以賞好異情、故意製相詭。降及元康、潘陸特秀、律異班賈、體變曹王、縟旨星稠、繁文綺合。綴平臺之逸響、採南皮之高韻、遺風餘烈、事極江右。有晉中興、玄風獨振、爲學窮於柱下、博物止乎七篇、馳騁文辭、義單乎此。自建武暨乎義熙、歷載將百、雖綴響聯辭、波屬雲委、莫不寄言上德、託意玄珠、遒麗之辭、無聞焉爾。仲文始革孫許之風、叔源大變太元之氣。爰逮宋氏、顔謝騰聲。靈運之興會標舉、延年之體裁明密、並方軌前秀、垂範後昆。若夫敷衽論心、商榷前藻、工拙之數、如有可言。夫五色相宣、八音協暢、由乎玄黄律呂、各適物宜。欲使宮羽相變、低昂互節、若前有浮声、則後須切響。一簡之内、音韻盡殊、兩句之中、輕重悉異。妙達此旨、始可言文。至於先士茂製、諷高歴賞、子建函京之作、仲宣霸岸之篇、子荊零雨之章、正長朔風之句、並直舉胸情、非傍詩史、正以音律調韻、取高前式。自騷人以來、多歴年代、雖文體稍精、而此祕未覩。至於高言妙句、音韻天成、皆闇與理合、匪由思至。張蔡曹王、曾無先覺、潘陸謝顔、去之彌遠。世之知音者、有以得之、知此言之非謬。如曰不然、請待來哲。

人間は天地の霊をうけ、仁・義・礼・智・信の五常の徳をもち、剛と柔とを使い分け、喜びや怒りの感情をもっている。いったいに感情が心の中で動けば、それが歌となって表現される。そのことは風・賦・比・興・雅・頌の六義や国風・大雅・小雅・頌の四始などの詩のよりどころであって、詩歌をさかんにさせる。虞・夏以前には残された文章は存在しないけれども、人間性は変わらないはずだ。とすれば、歌は人類とともに存在してきたはずである。周王室が衰えても、詩歌の流れはいよいよ明らかとなり、屈原・宋玉がそのさきがけとなり、賈誼や司馬相如がこれに続き、その美しいことばは金石をうるおし、その質は雲にとどくほど高い。これより以降、詩歌のこころはいよいよ広がった。王褒・劉向・揚雄・班固・崔駰・蔡邕らは、それぞれ方法は違っても、ともに文章を発展させ、たがいに学びあった。さっぱりしたことばやうるわしいふしが時々文章に表現されるとはいっても、きたなくて重苦しいことばももちろん多い。張衡のうるわしい文章は、情によって表現を変え、その美しい文章は久しくあとをつぐ者がいないほどだ。建安年間に至り、曹氏が魏王朝の基盤を固めると、曹操・曹丕・曹植はみな立派な文章を残し、はじめてこころを文章におりこみ、文章で内面を表した。漢から魏に至るまで四百余年、文才のある者の間で文体は三度変わった。司馬相如は対象を忠実に描写し、班固は、できごとの内容の叙述[2]にすぐれており、曹植・王粲は力強さ[3]を本領とし、ともに才能を発揮して、その当時に輝いた。それで、当時の士たるものは、それぞれその文章を学んだのだが、その始原は、『詩経』国風や『楚辞』離騒を本としないものはない。ただ好みのちがいによって、作品にちがいがでてくるのである。西晋の元康年間（二九一―二九九）になると、潘岳・陸機がとくに秀で、調子は班固・賈誼と異なり、文体は曹植・王粲とちがい、修辞にたくみである。漢の梁孝王の客であった司馬相如[4]の文をつづり、曹丕のサロン[5]のメンバーの文をとり、漢魏の文章の伝統は、西晋において極点に達した。

東晋になると、玄学のみがさかんとなり、学問は『老子』・『荘子』にとどまり、文章も玄学の枠内にとどまった。建武年間（三一七）から義熙年間（四〇五―四一八）まで、百年ほど、文章は続々と作られはしたが、老荘思想に言及しないものはなく、美しいことばは聞かれなかった。殷仲文[6]が始めて孫綽や許詢の作風（老荘）を改め、謝混が大いに太元年間（三七六―三九六）の気風を変えた。[7]劉宋代になると、顔延之・謝靈運が声をあげた。謝靈運の着想のすばらしさと顔延之の構成の緻密なこととは、ともに前代の優秀な文章家と肩をならべ、模範を後生にたれるものである。

居ずまいを正して問題の核心を論じ、先人の文章を考察してみると、巧拙の技法について、言うべきものがあるようである。そもそも五色が明らかで、八音が調和するのは、色彩と音律とが、それぞれ対象に適応しているからである。宮の音と羽の音とを変えて、音の高低を調節する場合、前に浮声（平声）があったら、後に切響（仄声）を用いる。一行のうちの音韻を全部ちがえ、二句の中の音の軽重を全部変える。このことを十分に理解してこそ、はじめて文について語ることができるのである。先人のすぐれた作品で、よく読まれ鑑賞されてきたものとしては、曹植「又た丁儀・王粲に贈る詩」[8]、王粲「七哀の詩」[9]、孫楚「征西官属の陟陽の候に送りし時に作る詩」[10]、王讃「雑詩」[11]は、ともに胸のうちの感情を直接にうたいあげ、詩の伝統にはそわず、ただ音律を以て韻をととのえ、以前の形式を高めている。屈原以来、長い年月が経過し、文体はしだいに精密になってきているが、この音韻をととのえる技法はみたことがない。すぐれた文章ともなると、音韻が自然にととのうもので、それは知らず知らず道理に合うのであって、技巧によってそうなったのではない。張衡・蔡邕・曹植・王粲も音韻についてはまったく触れていないし、潘岳・陸機・謝靈運・顔延之はなおさら音韻について留意していない。のちの音韻の知識ある者（沈約自身）が、このことを

知ったのであって、ここに述べたことは誤りではない。もしそうでないというなら、後世の識者をまとうではないか。

本史論は、興膳宏氏が述べるように、[12]「謝靈運個人に対する評論ではなく、古代から宋に至る文学変遷の歴史と、作者沈約の創作論である声調諧和の主張とがその内容になっている」が、それは、「『宋書』には文苑伝が設けられていない」ため、「宋一代を代表する大詩人謝靈運の伝の後に、こうした論賛をあえて置いたの」であり、その「こと自体、沈約の彼に対する敬意の表現にほかな」らなかった。本伝に、長文の「山居賦」を自注とともに引用していることも沈約の謝靈運に対する傾倒を示しており、このことは、銭大昕『二十二史考異』巻二四「謝靈運伝」に指摘されている。

注

（1）本条は、『文選』巻五〇に「宋書謝靈運伝論」として採録されており、字句に若干の異同がある。異同の主なものは、中華書局標点本の校勘記に指摘されているので、本稿では、一々注記しない。なお、『文選』の「宋書謝靈運伝論」については、小尾郊一『文選（文章編）』六（集英社・全釈漢文大系、一九七六）のすぐれた訳注を参照。

（2）原文「情理之説」。『六臣注文選』の劉良の注に、「情理は事の実を得るを謂うなり。」とあるのにしたがって訳した。注（1）所掲小尾訳では、「事のわけを説く」と訳されている。

（3）原文「気質」。『六臣注文選』の劉良の注に、「気質は力有るを謂うなり。」とある。

（4）『漢書』巻四七文三王・梁孝王武伝に、

於是孝王築東苑、方三百余里、広睢陽城七十余里、大治宮室、為復道、自宮連属於平台三十余里。…招延四方豪桀、自山東游士莫不至、斉人羊勝・公孫詭・鄒陽之属。

とあり、同書巻五七上司馬相如伝上に、

会景帝不好辞賦、是時梁孝王来朝、従游説之士斉人鄒陽・淮陰枚乗・呉厳忌夫子之徒、相如見而説之、因病免、客游梁、得與諸侯游士居。

とある。

(5) 原文「南皮」。『三国志』巻二一王粲伝附呉質伝注所引『魏略』に、

太子（曹丕）南在孟津小城、與（呉）質書曰、「…毎念昔日南皮之游、誠不可忘。…」

とある。

(6)『詩品』下「晋徴士戴逵・晋東陽太守殷仲文詩」に、

晋宋之際、殆無詩乎。義熙中、以謝益寿（混）・殷仲文為華綺之冠、殷不競矣。

とある。

(7)『世説新語』文学篇注所引『続晋陽秋』に、

正始中、王弼・何晏好荘・老玄勝之談、而世遂貴焉。至江左仏理尤盛。故郭璞五言始会合道家之言而韻之。（許）詢及太原孫綽転相祖尚、又加以三世之辞、而詩騒之体尽矣。詢・綽竝為一時文宗、自此作者悉体之。至義熙中、謝混始改。

とある。

(8)『文選』巻二四所収。冒頭に「従軍度函谷、駆馬過西京。」

とある。

(9)『文選』巻二三所収。「南登覇陵岸、廻首望長安。」の句がある。

(10)『文選』巻二〇所収。冒頭に「晨風飄岐路、零雨被秋草。」

とある。

(11)『文選』巻二九所収。冒頭に「朔風動秋草、辺馬有帰心。」

とある。

(12)「『宋書』謝靈運伝論をめぐって」（『東方学』五九、一九八〇）四四、四九頁。

三四、巻六八武二王伝「史臣曰」の条

襄陽龐公謂劉表曰、「若使周公與管・蔡處茅屋之下、食藜藿之羹、豈有若斯之難。」夫天倫由子、共氣分形、寵愛之分雖同、富貴之情則異也。追味尚長之言、以爲太息。

襄陽の龐公は劉表にいった。「もし周公が兄弟の管叔・蔡叔とともにかやぶきの粗末な家で、あかざやまめの葉のスープをすするような平民の暮らしをしていたなら、こんな兄弟の争いはおこるはずもないのだ。」と。[1] いったいに兄弟と

してこの世に生をうけ、親の愛を同じようにうけてはいても、富貴への思いは兄弟のそれぞれがもつものである。いまさらながら尚長のことば[2]を味わって、ため息をつくことである。

武二王とは、文帝の弟の彭城王義康と南郡王義宣の二人である。義康は兄の文帝によって、義宣は甥の孝武帝によって死に追い込まれているから、本論は、義康を対象としたものであろう。文帝と義康との兄弟仲はもともと悪くなかったが[3]、皇帝位の帰趨がからんでそれぞれを擁立する党派が形成されて、結局兄弟の対立となり、元嘉二八年の義康殺害に終わったのである[4]。ここでは、龐公と尚長のことばに言及して、皇族でさえなければ、このような事態にはならなかっただろうに、という感慨を示すにとどまっている。

注

（1）『後漢書』列伝七三逸民伝に、龐公伝があるが、このことばはみえず、『襄陽耆旧記』に、龐徳公が劉表にいったことばを載せ、その中に、

周公摂政天下而殺其兄、向使周公兄弟食藜藿之羹、居蓬蒿之下、豈有若是之害哉。

とみえる。黄恵賢『校補襄陽耆旧記』（中州古籍出版社、一九八七）七頁、舒焚・張林川『襄陽耆旧記校注』（荊楚書社、一九八六）三九頁を参照。

周公が管叔・蔡叔の反乱を平定したことは、『史記』巻四周本紀にみえる。また、岡崎文夫『古代支那史要』（一九四四）六〇頁も参照。

（2）『後漢書』列伝七三逸民伝では向長、『高士伝』は『宋書』と同じく尚長に作る。『後漢書』によると、次のようにみえる。

読易至損・益卦、嘿然歎曰、「吾已知富不如貧、貴不如賤、但未知死何如生耳。」

（3）彭城王義康伝に、

太祖有虚労疾、寝頓積年、毎意有所想、便覚心中痛裂、属纊者相係。義康入侍医薬、尽心衛奉、湯薬飲食、非口所嘗不進、或連夕不寐、弥日不解衣、内外衆事、皆専決施行。

とあり、また、

義康素無術学、闇於大体、自謂兄弟至親、不復存君臣形迹、率心逕行、曾無猜防。

とある。

(4) 安田二郎「元嘉時代史への一つの試み」(『名古屋大学東洋史研究報告』二、一九七三)を参照。

三五、巻六九劉湛・范曄伝「史臣曰」の条

古之人云、「利令智昏。」甚矣、利害之相傾。劉湛識用才能、實苞經國之略、豈不知移弟爲臣、則君臣之道用、變兄成主、則兄弟之義殊乎。而義康數懷姦計、苟相崇説、與夫推長載而犯魏闕、亦何以異哉。

古人は「利は智をくらませる。」[1]というが、利害の作用というのは、大変なものである。劉湛の知識と才能とは、実に国家経営の方略を委ねるに足るものであり、弟が臣下となり兄が君主となれば、君臣の道が適用されて兄弟のあり方も変わってくるということは、わかっていたはずである。しかるに、文帝の弟義康がしばしば姦計をいだくと、劉湛は義康にとりいった。これでは、武器をとって宮中に乱入するのと何の変わりもないではないか。

劉湛は、義康擁立派の中心的存在であったが、元嘉十七年(四四〇)文帝側のクーデターによって処刑された。[2]沈約は、劉湛の才能は認めつつ、利害によって義康擁立にはしった行為を、君臣秩序維持の観点[3]から批判している。

注

(1)『史記』巻七六平原君虞卿列伝「太史公曰」の条。

北大文学部紀要

平原君、翩翩濁世之佳公子也。然未睹大体。鄙語曰「利令智昏」、平原君貪馮亭邪説、使趙陥長平兵四十余万衆、邯鄲

幾亡。

（2）安田二郎「元嘉時代史への一つの試み」（前掲）を参照。

（3）沈約が「君―臣の分、尊君―卑臣の秩序関係を絶対視した」ことについては、安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」（『東北大学文学部研究年報』三四、一九八五）二八頁を参照。

三六、巻七〇袁淑伝「史臣曰」の条

天長地久、人道則異於斯、蕤華朝露、未足以言也。其間夭遽、曾何足云。宜任心去留、不以存没嬰心。徒以靈化悠遠、生不再來、雖天行路險、而未之斯過、謂七尺常存、百年可保也。所以據洪圖而輕天下、吝寸陰而敗尺璧。若乃義重乎生、空炳前誥、投軀殉主、世罕其人。若無陽源之節、丹青何貴焉爾。

天地は長久だが、人の道はこれとは異なり、むくげの花や朝露のようにはかないものであることはいうまでもない。その中で早く死んでも、まったく言うに足りないことで、心を時の流れにまかせ、生死などを心にかけないようにすべきだ。ただ人生は深遠で、二度とめぐりあえないし、人生[1]は厳しいとはいっても、まだ経験しないうちは、この七尺のからだがずっと存在し、百年は生きられると思うのである。だから大きな意図をもって天下を軽んじ、わずかな時間を惜しんで大きな宝石をくだく[2]こともするのである。義は生より重い[3]というようなことは、昔からの教えにいわれているだけで、自分を犠牲にして主君のために死ぬような人はめったにいるものではない。もし袁淑の忠節を記載しないならば、歴史の記録など何の価値もないことになってしまうではないか。

安田二郎氏が指摘するように、「父文帝の殺害をくわだてる皇太子劉劭（元凶）を頑強に諫止して斬殺された太子左衛率袁淑（字は陽源、陳郡陽夏の人、袁粲の叔父）に対する調子の高い称揚である。[4]」

注

（1）原文「天行」は、『荘子』外篇・刻意に、

聖人之生也天行、其死也物化。

とあるのに基づく。

（2）『淮南子』原道訓に、

夫日回而月周、時不與人游、故聖人不貴尺之璧、而重寸之陰、時難得而易失也。

とある。

（3）『孟子』告子上に、

生亦我所欲也。義亦我所欲也。二者不可得兼、舍生而取義者也。

とある。この言葉は、巻八九袁粲伝「史臣曰」の条にも引用される。安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」（前掲）二四頁を参照。

（4）「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」（前掲）三二頁。

三七、巻七一徐湛之・江湛・王僧綽伝「史臣曰」の条

甚矣、宋氏之家難也。讐釁所鍾、親地兼極、雖復傾天滅道、迹非嫌路、而災隙内兆、邪蠱外興、天性既離、愛敬同盡。探雀請熊、非無前釁、猜防之道、有未足乎。世祖弱年輕躁、夙無朝寵、累任邊外、未嘗居中。當璧之重、將由愛立、臣主回疑、事無蚤斷。若使守器以長、命不待賢、則密禍自銷、危機可免。聖哲之訓、豈欺我哉。昔山濤舉羊祜爲太子太傅、蓋欲以後事委之、而羊公短世。僧綽綢繆主心、將任以國重、而宮車晏駕。二臣並以道德謙沖、名高兩代。昨未中年、功謝成日。惜矣哉。

劉宋王室の内紛は、甚だしいかぎりだ。皇太子劉劭（元凶）が殺害したのは、父であり主君でもある文帝であって、天道を滅ぼすようなその行為は事前には予測されてはいなかったとはいえ、災難の導火線となるゆきちがいは父子の間で兆しており、巫蠱の術者が対立をあおりたて、父子の愛敬の念はつきた。[1] 主君である父の殺害[2]は前例がないわけではないから、警戒が足りない点があったのではないか。一方、孝武帝は、若いころ軽率で落ち着きがなく、はやくに父（文帝）の寵愛を失い、辺境の州鎮長官を歴任して、中央にいたことがなかった。後継の重任は、文帝の愛情によって選任されんとしていたが、重臣たちも文帝も迷っていて、速断できなかった。もし年長の孝武帝を後継とし、賢者の任命にこだわらなければ、隠れた災いの種は自ずから消滅し、危機は免れることができたはずである。（年長者に継がせるという）聖哲の教えに、どうしていつわりのあるはずがあろう。あるはずはない。

昔、西晋の山濤は、羊祜を太子太傅に推挙した。[3] 羊祜に後事を託そうとしたのであろうが、羊祜は早死にした。[4] 王僧綽は、主君文帝の心にかない、文帝は国家の重任を委ねようとしていたが、[5] 文帝は殺されてしまった（まもなく王僧綽も殺された）。羊祜も王僧綽も謙譲の美徳で、[6] それぞれの時代に名高かった。早死にして、功を成し遂げることができなかったのは、まことに残念である。

皇太子劉劭による文帝殺害事件[7]についての論評。本巻に立伝されている三名は、いずれも文帝治世末期の重臣であり、ともに劉劭派によって殺害されている。徐湛之伝によれば、巫蠱の事が露見して、文帝と劉劭（長子）・劉濬（次子）との対立が決定的となるや、後継皇太子問題が焦眉の急となった。しかし、第三子劉駿（孝武帝）には文帝の寵愛がなく、第四子劉鑠と第七子劉宏とが文帝に愛されていた。劉鑠の妃が江湛の妹であった関係もあって、まず劉鑠

が寿陽から都へと呼び寄せられたが、文帝の機嫌をそこねてしまい、劉宏が有力となったが、劉宏の場合は第七子という順番が難点であり、議論は容易に決しない。文帝と徐湛之とが連日連夜密談を重ねていた所、元嘉三十年二月二二日早朝、乱入した劉劭の東宮部隊によって二人とも殺害される。時を移さず江湛も殺され（江湛伝）、当初は劉劭政府の吏部尚書に任命された王僧綽も、三月になると、皇太子廃位に関与していたことが露見して殺害される（王僧綽伝、二凶伝）。前半は、劉劭派に対する警戒の不足と、後継皇太子候補決定の遅れ（すみやかに孝武帝に決定するのが順当）とを指摘し、後半は、王僧綽に対し最大級の賛辞を呈する。狩野直禎氏が指摘するように、王僧綽の子、王倹は、沈約の『宋書』編纂のころ、宰相（尚書令）の任にあったので、この賛辞を額面通り受け取るわけにはゆかない。(8)

注

（1）巻九九、二凶・元凶劭伝に、

始興王濬素佞事劭、與劭並多過失、慮上知、使（女巫厳）道育祈請、欲令過不上聞。道育輒云「自上天陳請、必不泄露。」劭等敬事、号曰天師。後遂為巫蠱、以玉人為上形像、埋於含章殿前。

とある。

（2）原文「探雀請熊」のうち「探雀」は、『史記』巻四三趙世家の次の記事に基づく。

公子章之敗、往走主父、主父開之、成・兌因囲主父宮。公子章死、公子成・李兌謀曰、「以章故囲主父、即解兵、吾属夷矣。」乃遂囲主父。令宮中人「後出者夷」、宮中人悉出。主父欲出不得、又不得食、探爵穀而食之、三月余而餓死沙丘宮。

ただ、主父（武霊王）を殺害した公子成は、主父の叔父であって、前例として適当ではない。「請熊」は、『春秋左氏伝』文公元年の次の記事に基づく。

冬十月、（楚大子商臣）以宮甲囲成王。王請食熊蹯而死、弗聴。丁未、王縊。

（3）『北堂書鈔』巻三三および巻六五に引く『山濤啓事』によれば、太子少傅に推挙したことになっている。葭森健介「『山公啓事』の研究」（川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』一九八七）一四八頁を参照。

（4）『晋書』巻三四羊祜伝に、

疾漸篤、乃挙杜預自代。尋卒、時年五十八。

とあり、年令的には早死にとはいえないが、征南大将軍の重任にあって、呉平定に活躍を期待されていた矢先の死であった。

(5) 王僧綽伝に、次のようにみえる。

元嘉末、太祖頗以後事為念、以其年少、方欲大相付託、朝政小大、皆與參焉。

(6) 羊祜については、本伝に、

時王佑・賈充・裴秀皆前朝名望、祜每讓、不処其右。

とあり、また、

開府累年、謙讓不辟士、始有所命、会卒、不得除署。

王僧綽については、本伝に、

及為侍中、時年二十九。始興王濬嘗問其年、僧綽自嫌蚤達、遂巡良久乃答、其謙虚自退若此。

とある。

(7) 安田二郎「元嘉時代史への一つの試み」（前掲）を参照。

(8)「王倹伝の一考察」（前掲『中国貴族制社会の研究』）三六七頁。

三八、巻七二文九王伝「史臣曰」の条

詩云、「不自我先、不自我後。」古人畏亂世也。太宗晩途、疑隙内成、尋斧所加、先自至戚。晉刺以獷暴摧軀、巴哀由和良酖體、保身之路、未知攸適。昔之戒子、愼勿爲善、將遠有以乎。

『詩経』には、「我より先ならず、我より後ならず（父母はなぜこの乱世に自分を生んだのか）。」というが(1)、これは古人が乱世をおそれたのである。明帝の晩年、（皇太子の将来に対する不安から）皇族との間に疑惑と対立を生じ、殺害の対象(2)は真っ先に弟たちに及んだ。晋平王休祐はその凶暴さのために殺され(3)、巴陵王休若は温和で善良なために毒殺された(4)。保身の方法は、どうしたらよいかわからない。昔の子への戒めに、「ひかえめにして、よいことをしないように(5)。」というが、達見ではないか。

明帝晩年の皇族殺害に対する論評。『詩経』を引用して、当時の皇族をおそった恐怖と不安を描写している。五、巻八明帝紀「史臣曰」の条（前掲拙稿「沈約『宋書』の史論（一）」二五六―二五七頁）も参照。

注

（1）『詩経』小雅、節南山之什、正月。
父母生我、胡俾我癒、不自我先、不自我後。

（2）原文「尋斧」は、『春秋左氏伝』文公七年、宋の昭公に対する楽予の諫言中にみえる。
公族、公室之枝葉也。若去之、則本根無所庇陰矣。葛藟猶能庇其本根、故君子以為比。況国君乎。此諺所謂庇焉、而縦尋斧焉者也。

（3）本巻晋平王休祐伝。
休祐倨戾強梁、前後忤上非一。…（泰始）七年二月、車駕於巖山射雉、有一雉不肯入場、日暮将反、令休祐射之。…上因遣寿寂之等諸将追之。日已欲闇、與休祐相及、逼令墜馬。

（4）本巻巴陵王休若伝。
上以休若和善、能諧緝物情、慮将来傾幼主、欲遣使殺之。…徴還召拝、手書殷勤、使赴七月七日、即於第賜死、時年二十四。

（5）『世説新語』賢媛篇に、
趙母嫁女、女臨去、敕之曰、「慎勿為好。」女曰、「不為好、可為悪邪。」母曰、「好尚不可為、其況悪乎。」
とある。

三九、巻七三顔延之伝「史臣曰」の条

出身事主、雖義在忘私、至於君親兩事、既無同濟、爲子爲臣、各隨其時可也。若夫馳文道路、軍政恒儀、成敗所因、非繫乎此。而據筆數罪、陵讐犯逆、餘彼慈親、垂之虎吻、以此爲忠、無聞前誥。夫自忍其親、必將忍人之親、自忘其孝、期以申人之孝、食子放鹿、斷可識矣。記云、「八十者一子不從政、九十者家不從政。」豈不以年薄桑榆、憂患將及、雖有職王朝、許以辭事、況顚沛之道、慮在未測者乎。自非延年之辭允而義愜、夫豈或免。

出仕して君主につかえる立場になったなら、私事は忘れなければならぬというのが原則だが、君主と親とにつかえることが両立できなくなった場合、子として臣下として、それぞれ臨機応変の態度をとるのはかまわない。檄文を発することは、軍政上普通に行なわれる儀式であって、これによって勝敗が決するというわけではない。しかるに（文帝を殺害して即位した皇太子劉劭打倒のために決起した劉駿―のちの孝武帝の幕僚であった顔竣は）この檄文の中で劉劭の罪悪を責め立て、文帝殺害の反逆者として徹底的に非難を加えたが、（劉劭に仕えている）父の顔延之を見捨てて、敵の餌食にするようなもので、これを忠というのは、むかしの教えにも聞いたことがない。そもそも自分の親に残忍なものは、必ず人の親にも残忍なものであり、自分の孝を忘れるものは、人には孝の実践を要求するものである。親子を犠牲にするものより、親子の情を大切にするものがよいこと、[1]まったく明白なのである。『礼記』には、「八〇歳の者は子供一人が役に従事せず、九〇歳の者は全家族が役に従事しない。[2]」という。晩年で死期が迫っている老人のために、王朝にとって重職にある人にさえ、辞職を許しているではないか。まして政治が混乱して将来の予測もつかないような時は、なおさらである。顔延之のことばが当意即妙でなかったならば、死罪を免れなかったかもしれないではないか。[3]

劉駿の幕僚として、父顔延之の仕える劉劭政府を厳しく非難する檄文を書いた顔竣に対する批判。吉川忠夫氏が指摘するように、沈約の父、沈璞は劉駿軍に抵抗したため、顔竣によって殺害されたという事情があり、この論評には、「沈約の深い怨念がこめられているとみなければならない。[4]」冒頭「出仕して君主につかえる立場になったなら、私事は忘れなければならぬ」という規範を提示しつつ、場合によっては孝を忠に優先させなければならないこともあり得

るとしたうえで、「顔竣の不孝ぶりを極論」している。(5)

注

(1) 原文「食子放鹿」は、『韓非子』説林上の次の逸話をふまえる。

楽羊為魏将而攻中山。其子在中山、中山之君烹其子而遺之羹、楽羊坐於幕下而啜之、尽一杯。文侯謂堵師賛曰、「楽羊以我故、而食其子之肉。」答曰、「其子而食之、且誰不食。」楽羊罷中山、文侯賞其功而疑其心。

孟孫猟得麑、使秦西巴載之持帰、其母随之而啼、秦西巴弗忍而与之。孟孫帰至而求麑。答曰、「余弗忍而与其母。」孟孫大怒逐之。居三月、復召以為其子傅。其御曰、「曩将罪之、今召以為子傅、何也。」孟孫曰、「夫不忍麑、又且忍吾子乎。」故曰、巧詐不如拙誠。楽羊以有功見疑、秦西巴以有罪益信。

(2) 『礼記』王制。

八十者、一子不従政、九十者、其家不従政。

(3) 顔延之伝に、

元凶弑立、以為光禄大夫。先是、子竣為世祖南中郎諮議参軍。及義師入討、竣参定密謀、兼造書檄。劭召延之、示以檄文、問曰、「此筆誰所造。」延之曰、「竣之筆也。」又問、「何以知之。」延之曰、「竣筆体、臣不容不識。」劭又曰、「言辞何至乃爾。」延之曰、「竣尚不顧老父、何能為陛下。」劭意乃釈、由是得免。

とある。

(4) 『六朝精神史研究』(一九八四)第八章「沈約の思想」二三二―二三三頁。

(5) 安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」(前掲)五八頁の注三二。

四〇、巻七四臧質・魯爽・沈攸之伝「史臣曰」の条

臧質雖貪虐夙樹、問望多闕、奉義沿流、(1)本無呑噬之志也。徒欲以幼君弱政、期之於世祖、據有中流、嗣桓・庾之業。既主異穆・哀、臣皆代黨、雖禮秩外厚、而疑防内深、功高位重、終非自安之地、至於陵天犯順、其出於此乎。攸之伺隙西郢、年逾十載、擅命專威、無君已積。及天厭宋道、鼎運將離、不識代徳之紀、獨迷樂推之數、公休既

覆其族、攸之亦屠厥身、夫以霧亂自終、固異代如一也。

臧質は、早くから欲深くむごいことで有名で、評判は悪かったけれども、劉駿の義軍に参加して長江を下って劉劭政府を倒し、もともと割拠兼併の意志はなかったのである。ただ幼君の弱体政権を孝武帝に期待し、長江中流の江州を拠点として、東晋の軍閥の桓氏・庾氏のようになろうとしただけである。[2] ところが、その孝武帝は、東晋の穆帝・哀帝とは異なって自ら権力を掌握し、朝臣も帝の在藩時代の幕僚で固められ、臧質に対する表向きの待遇こそ手厚かったが、朝廷との間に猜疑心が深まった。功績は高く、地位も重く、結局安んじていられる地位ではなかった。朝廷に謀反するに至ったのも、ここに原因があるのではないか。沈攸之は、郢州・荊州でチャンスをねらい、十年以上も西方にいて独立勢力を築き上げ、主君をないがしろにしていた。[3] 劉宋王朝の天命がつきんとするに及んで、禅譲革命の必然を認識しなかった。魏晋革命にさからった諸葛誕は、一族全滅し、[4] 宋斉革命に抵抗した沈攸之も殺害された。[5] いったい争乱を起こして自滅するのは、時代はちがっても同じことなのである。

前半は、孝建元年（四五四）、魯爽とともに、孝武帝政権に反乱して、南郡王義宣擁立を図って敗死した臧質に関する評論。孝武帝自身の専制的姿勢に加え、政権中枢が即位前からの孝武帝の旧臣グループで固められていたことを反乱の要因として指摘する。後半は、朝廷の袁粲らと連合して宋斉革命に抵抗して敗死した沈攸之に関する評論。安田二郎氏は、沈約が袁粲を忠臣と称揚する一方、「沈攸之に対しては、全く対称的に、活動時期もちがう臧質、魯爽の二反将と同じ巻七四に立伝した上に、その無君・無識ぶりと敗亡の必然を力説して厳しく糾弾」していることについて、

沈攸之は沈慶之殺害（四六五）の主要人物であり、その沈慶之の子、沈文季が沈約『宋書』編纂の時点で重将の一人であった事実を重視し、「恐らくそれも同郷同族の出世頭たる沈文季に対する媚態であったと想定できる。(6)」という。

注

（1）中華書局標点本、百納本、殿本は「治流」に作るが、南監本に従う。「沿流」の用例は、『南史』巻三〇何昌寓伝に、

臨海王昭秀為荊州、以昌寓為西中郎長史・南郡太守・行荊州事。明帝将践祚、先使裴叔業賫詔昌寓、令以便宜従事。昌寓拒之曰、「…。」叔業曰、「若爾、便是拒詔、拒詔、軍法行事耳。」答曰、「能見殺者君也、能拒詔者僕也。君不能見殺、政有沿流之計耳。」

とあって、長江上流から建康に攻め下ることをいう。本条の場合は、劉駿（孝武帝）側にたって建康の劉劭政府攻撃に加わったことをいう。

（2）臧質は、孝武帝により江州刺史に任ぜられた。臧質伝に、

時世祖自攬威柄、而質以少主遇之、是事専行、多所求欲。及至尋陽、刑政慶賞、不復諮禀朝廷。盆口・鈎圻米、輒散用之、台符屢加検詰、質漸猜懼。

とある。東晋の桓氏・庾氏については、田余慶『東晋門閥政治』（北京大学出版社、一九八九）が詳細である。桓氏に関する最近の研究に、金民寿「桓温から謝安に至る東晋中期の政治」（『史林』七五巻一号、一九九二）がある。

（3）沈攸之は、泰始五年（四六九）に郢州刺史となり、泰予元年（四七二）に、荊州刺史に転じた。沈攸之伝には、郢州における政治について、

賦斂厳苦、徴発無度、繕治船舸、営造器甲。自至夏口、便有異図。

と記し、荊州における政治について、

至荊州、政治如在夏口、営造舟甲、常如敵至。時幼主在位、群公当朝、攸之漸懐不臣之迹、朝廷制度、無所遵奉。

と記す。

（4）沈攸之伝の、沈攸之討伐の時の尚書の符にも、「諸葛誕矜其待士愛民之徳」とみえる（中華書局標点本一九三六頁）。原文「公休」は、諸葛誕の字。諸葛誕の反乱は、甘露二年（二五七）五月より翌年二月に及び、諸葛誕は斬首され、「夷三族」の刑を適用された。『魏志』巻二八諸葛誕伝を参照。

（5）沈攸之は、順帝の昇明元年（四七七）十一月に挙兵し、翌年正月敗走の途中に殺害された。沈攸之伝を参照。

（6）「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」（前掲）五七頁の注

二六。

四一、巻七五王僧達・顔竣伝「史臣曰」の条

世祖弱歳臨蕃、涵道未廣、披胸解帶、義止賓僚。及運鍾傾陂、身危慮切、擢膽抽肝、猶患言未盡也。至於馮玉負辰、威行萬物、欲有必從、事無暫失。既而憂歡異日、甘苦變心、主挾今情、臣追昔款、宋昌之報、上賞已行、同舟之慮、下望愈結、嫌怨既萌、誅責自起。竣之取釁於世、蓋由此乎。爲人臣者、若能事主而捐其私、立功而忘其報、雖求顚陷、不可得也。

孝武帝は幼い時（十歳）から州鎮長官となり、(1)君子としての人格涵養も充分ではなく、胸中をうちあけてうちとけられるのは、幕僚たちとだけであった。（兄の劉劭が父の文帝を殺害して）運が大きくかたむき、身の危険の心配が切実となるに及んでは、孝武帝の心境は、「胆を擢き肝を抽く」といっても、なおいいつくせないのではないかと思う。即位して、その威光が万物に行われるに至ると、こうしたいと思うことは必ずそのようになり、ものごとはいささかも思い通りにならないということはなくなった。憂いが歓びに、苦しみが楽しみに変わってしまい、主君は今の歓楽の情をいだくようになったのに、臣下の方は昔のよしみを忘れない。漢の文帝を助けた宋昌(2)のように孝武帝を助けた幕僚たちへの賞賜はすでに行われていても、利害をともにしてきた旧来の臣下の望みはいよいよつのり、主君の側の嫌悪、臣下の側の怨恨が萌してくると、主君による誅殺がおのずと行われるようになる。顔竣が殺害されたのは、このような事情によるのではなかろうか。人の臣下たる者、もし主君に仕えてその私情をすて、功績を立ててもその報

償を忘れることができたなら、たとえ失脚したいと思っても、できないのである。

顔竣に対する厳しい批判。三九、巻七三顔延之伝の論では、顔竣の不孝に糾弾を加え、本条では、孝武帝に対しても、帝の在藩時代の幕僚であり、帝の即位に際して功績をあげたことから、いつまでも私的情誼をいだきつづけ、過分な待遇を期待して、結局臣下としても不忠であり、そのことが原因で孝武帝によって死を賜ることとなった、と説く。顔竣伝によると、孝武帝の奢侈（「興造する所多し。」）を顔竣が「諫争すること懇切にして、回避する所無」かったことが、帝と顔竣との間に対立の萌した原因であり、大明二年（四五八）の王僧達の謀反獄死事件に際しての王僧達の証言と、翌年の竟陵王誕の反乱とを口実にして、獄死へと追い込んだのであった。安田氏の指摘するように、「孝武帝のあり方には何ら言及せずに全くの不問に付して、専ら顔竣のあり方だけを問題とし、顔竣の不当の臣ぶりをひときわ印象づけ、無残の最期を迎えねばならなかった必然性を強調する取り上げ方となっている点」がみとめられよう。安田氏は、この顔竣評は、「顔竣に対する沈約の深刻な怨念とその直截な発現」であると同時に、沈約の主張する私情をすてるという臣下の道も、「臣の側のいわば受身的な、保身のためのモラルという様相を示唆する」点に注目している。(3)

注

(1) 巻六孝武帝紀に、

元嘉七年秋八月庚午生。…十六年、都督湘州諸軍事・征虜将軍・湘州刺史・領石頭戍事。

とある。

(2) 『漢書』巻四文帝紀。

（3）「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」（前掲）二九頁。なお、安田氏は、私情をすてる「捐私」規範が、本条に示される保身のためのモラルという側面をもつにも拘らず、孝武帝政権に典型的にみられる「政権構成の私党的性格と国政運営の私情性・恣意性」（三〇―三一頁）を批判するための「現実課題的な政治の論理」でもあった点を強調し、論証している。

（巻七六朱脩之・宗慤・王玄謨伝「史臣曰」の条は、沈約の原書ではなく、後人が他書によって補ったものといわれる（中華書局標点本一九七七頁校勘記の一）ので、訳注の対象としない。）

四二、巻七七柳元景・顔師伯・沈慶之伝「史臣曰」の条

張釋之云、用法一偏、天下獄皆隨輕重。縣衡於上、四海共稟其平、法亂於朝、民無所措手足。師伯藉寵代臣、勢震朝野、傾意廝臺、情以貨結、自選部至於局曹、莫不從風而靡。曲徇私請、因停詔敕、天震賓怒、仆者相望、師伯任用無改、而王・謝免職。君子謂是擧也、豈徒失政刑而已哉。

張釈之は、「法の適用は、一度不公平を生ずると、天下の裁判がみなそれによって変動します。」といった。(1) お上がバランスをとれば、天下はみなそれを標準としてしたがい、法が朝廷で乱れれば、民は安全に暮らせない。顔師伯は、孝武帝の旧臣として寵愛を受けていることをたのんで、朝野に権勢をふるい、身分いやしい恩倖寒人にへつらい、賄賂によって心を変え、吏部は長官の尚書以下、各部局担当者に至るまで、師伯の意向になびかないものはなかった。まげて個人的な請託にしたがい、（人事の）詔勅を停止し、天子のいかりにふれ、処分される者が続出したが、師伯の

任用は改まることなく、吏部尚書の王曇生・謝荘は免職となった。[2] 君子はいう。「この措置は、ただ裁判を誤ったというだけだろうか（政治全般が誤っている）。」と。

孝武帝政権が、帝の旧臣や恩倖寒人らで固められた私党的性格をもち、政治全般の不公正を免れなかったことに対する厳しい批判である。[3] ここで取り上げられている人事の不祥事は、以下のようなものである。大明七年（四六三）、尚書右僕射であった顔師伯は、親しくしている寒人張奇を吏部尚書に推薦して公車令（門下省所属、上奏の受け付け等を担当）に任用しようとしたが、孝武帝は張奇の門地職歴から公車令任用は不適当と判断して、張奇を兼市買丞に任命し、蔡道恵を公車令に任命する詔勅を下したが、吏部令史の潘道栖・褚道恵・顔禕之らが詔勅をすみやかに施行せず、張奇が公車令に赴任してしまうという事態となった。この不祥事によって、顔師伯も平都県子の資格で尚書右僕射の職務を行なうという降格処分を受け、吏部尚書の謝荘・王曇生は免官、令史二人は棄市、令史六人が鞭杖一百に処せられた。吏部の長官と担当者とに対する処罰は厳格であったが、顔師伯は、まもなく、清官太子中庶子を領するなど、処分を受けたとはいっても、任遇は従来と変わりなかった。

注

（1）『史記』巻一〇二張釈之列伝。

釈之曰、「法者天子所與天下公共也。今法如此而更重之、是法不信於民也。且方其時、上使立誅之則已。今既下廷尉、廷尉、天下之平也、一傾而天下用法皆為軽重、民安所措其手足。…」

（2）顔師伯伝に、

（大明）七年、補尚書右僕射。時分置二選、陳郡謝荘・琅邪王曇生並為吏部尚書。師伯子挙周旋寒人張奇為公車令、上以奇資品不当、使兼市買丞、以蔡道恵代之。令史潘道栖・

褚道恵・顔禕之…等抑道恵勅、使奇先到公車、不施行奇兼市買丞事。師伯坐以子領職、荘・曇生免官、道栖・道恵棄市、禕之等六人鞭杖一百。師伯尋領太子中庶子、雖被黜挫、受任如初。

とあり、宮崎市定『九品官人法の研究』（『全集』六、一九九二所収）は、この事件について、解説している（二五〇頁）。その中で、「彼の子顔挙が寒人張奇なる者を周旋して、…」と訳しているが、「周旋」とは、曲守約『中古辞語考釈』（台湾商務印書館、一九六八）が、本伝の用例も引いて解釈するように、「往還」（交際する）の意味である（一三七―一三八頁）。この点、和刻本（志村禎幹句読）は、「周旋セル寒人張奇ヲ挙ゲテ」と正しく読んでいる。さらに、「師伯の子」とある点は、どの版本もそうなっており、『南史』巻三四の本伝も同様なのであるが、本伝に、顔師伯が前廃帝に処刑された時のこととして、「六子並びに幼く、皆な殺さる。」とあり、師伯の子が張奇を推薦したとは考えがたい。これは、必ず師伯自身の推薦と見るべきで、「子」の字は、後文に「師伯坐して（平都県）子を以て職を領す。」とあるのに引きずられたことによる衍文であろう。

（3）安田二郎「南朝貴族制社会の変革と道徳・倫理」（前掲）三〇頁を参照。

四三、巻七八蕭思話・劉延孫伝「史臣曰」の条

延孫接欵蕃日、固出顔・袁矣。風飇局力、又無等級可言、而隆名盛寵、必擇而後授、何哉。良以休運甫開、沈疾方被、雖宿恩内積、而安私外簡。夫悔因事狎、敬由近疎、疎必相思、狎必相厭、厭思一殊、榮禮自隔、遂得爲一世宗臣、蓋由此也。子曰、「事君數、斯疏矣。」然乎。然乎。

劉延孫と孝武帝との帝在藩時代におけるよしみは、もとより顔竣や袁粲以上であった。[1] 風采も能力も、とりたてていうべきものはないが、天子のおぼえめでたく、必ずよい官職を授けられたのは、なぜか。まことに、チャンスが訪れた時に、重病にかかったため、[2] 天子との恩義関係が緊密の度を加えても、私的関係に安んじていることが表面化し

なかったからである。いったいに侮りというものは、なれから生じ、尊敬は一定の距離を保つことから生じ、一定の距離があれば必ず相手を思い、なれれば必ず相手をいとうようになり、いとうと思うとのちがいによって、栄誉・礼遇も当然ちがってくるのである。（劉延孫が）ついに当時の重臣となることができたのは、かかる事情によるのであろう。『論語』には、「君に仕えてうるさくすると、疎遠にされる。」というが[3]、そうではないか。そうではないか。

四一、巻七五王僧達・顔竣伝「史臣曰」の条で、「主君に仕えてその私情をすて、功績を立ててもその報償を忘れることが、保身につながることを論じた沈約であったが、この劉延孫の場合は、重病のため、孝武帝政権の中枢から一定の距離を置かざるを得なかったことが、かえって保身につながったと述べている。重病のため大した功績もあげないのに、重要ポストを占め続けたことに対する皮肉をこめた論であり、孝武帝政権の私党的性格に対する批判である。

注

（1）劉延孫伝から、孝武帝（世祖）の幕僚に就任した記事を次に引く。

世祖撫軍・広陵王誕北中郎中兵参軍・南清河太守。世祖為徐州、補治中従事史。…為世祖鎮軍北中郎中兵参軍、南中郎諮議参軍、領録事。世祖伐逆、府缺上佐、転補長史・尋陽太守、行留府事。

同じく幕僚を歴任した「顔・袁」のうち、顔氏は、訳文にあげた顔竣（巻七五）のほか、顔師伯（巻七七）の可能性もあるが、劉延孫伝所載の孝武帝即位時の詔に、劉延孫と並んで顔竣が劉劭討伐の功労者としてあげられているので、顔竣が適当であろう。袁氏は、袁顗（巻八四）も「世祖征虜・撫軍主簿」の経歴をもつが、劉劭討伐の際には、孝武帝の弟の劉誕に従って挙兵しており、劉劭討伐の際に孝武の幕僚であった袁粲（巻八九）が妥当であろう。

（2）劉延孫伝に、

（孝建）三年、…仍徙為使持節・監雍梁南北秦四州郢州之竟陵随二郡諸軍事・鎮軍将軍・寧蛮校尉・雍州刺史、以疾不

行。留為侍中・護軍、又領徐州大中正。素有労患、其年増篤、詔遣黄門侍郎宣旨問疾。

とある。

（3）『論語』里仁。

子游曰、「事君数、斯辱矣。朋友数、斯疏矣。」

本条における引用は、『論語』の原文と多少異なる。程樹徳撰『論語集釈』（中華書局、新編諸子集成、一九九〇）二八二頁の考證を参照。

四四、巻七九文五王伝「史臣曰」の条

語有之、投鼠而忌器、信矣。阮佃夫・王道隆専用主命、臣行君道、識義之徒、咸思戮以馬劍。休範馳兵象魏、矢及君屋、忠臣義士、莫不銜膽爭先。夫以邪附君、猶或自免、況於仗正順以爭主哉。

ことわざにこういうのがある。「ねずみにものをなげつけようとして、そばの器をこわすことをおそれる。[1]」と。本当である。阮佃夫・王道隆は、主命をほしいままに用い、臣下の身でありながら主君のようにふるまっていたので、正義の所在を知る人々は、みな斬馬劍[2]でこれら佞臣を殺そうと思っていた。桂陽王休範は、兵を宮城にさしむけ、矢は皇居に達し、忠臣義士は、刻苦奮闘[3]、先を争い休範の反乱軍にたちむかった。いったいに、よこしまな人物でも、君主側についていれば、誅殺を免れる場合もある。[4]まして正しい立場にたって、主君と争う場合はなおさらその地位は安泰である。

明帝・後廃帝時代に専権をふるった恩倖寒人阮佃夫でさえ、桂陽王休範の反乱の際に、主君（後廃帝）側にたって生き延びたことをひきあいに出して、正しい立場にたって、主君（後廃帝）と争った蕭道成の革命を擁護している。

論理的にかなり無理があることは否めない。

注

(1)『漢書』巻四八賈誼伝。
里諺曰、「欲投鼠而忌器。」是善論也。鼠近於器、尚憚不投、恐傷其器、況於貴臣之近主乎。

(2)『漢書』巻六七朱雲伝。
至成帝時、丞相故安昌侯張禹以帝師位特進、甚尊重。雲上書求見、公卿在前。雲曰、「…臣願賜尚方斬馬剣、断佞臣一人以厲其余。」

(3) 原文「銜膽」。『晋書』巻一〇一劉元海載記に、
永興元年、元海乃為壇于南郊、僭即漢王位、下令曰、「…但以大恥未雪、社稷無主、銜膽栖冰、勉従群議。」
とある。

(4) 阮佃夫・王道隆は、明帝・後廃帝の頃、専権をふるった恩倖寒人であり、元徽二年（四七四）の桂陽王休範の反乱で、王道隆は殺害されたが、阮佃夫は生存して専権をふるい続けた。巻九四恩倖伝を参照。

四五、巻八〇孝武十四王伝「史臣曰」の条

晉安諸王、提挈羣下、以成其釁亂、遂至九域沸騰、難結天下、而世祖之胤亦殲焉。强不如弱、義在於此也。

晋安王子勛らの諸王は、部下たちと手を組んで、反乱をおこし、ついに全国が混乱し、災難が波及して、孝武帝の子孫も滅びた。(1)「強いものは弱いものに及ばない。(2)」というが、その意味はこういうことにあるのだ。

明帝による孝武帝の皇子たちの殺害については、すでに五、巻八明帝紀「史臣曰」の条(3)で論ぜられており、ここで

は、『老子』を引用して、保身の観点から言及するにとどめている。

注

（1）趙翼『二十二史劄記』巻十一「宋子孫屠戮之惨」、安田二郎「晋安王子勛の反乱について」（『東洋史研究』二五巻四号、一九六七）を参照。

（2）『老子』三十六章に、

柔勝剛、弱勝強。

とあり、同書七十八章に、

故弱勝強、柔勝剛、天下莫能知、莫能行。

とある。『老子』は、朱謙之撰『老子校釈』（中華書局、新編諸子集成、一九八四）によった。

（3）拙稿「沈約『宋書』の史論（一）」（前掲）二五六―二五七頁を参照。

（待続）